

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部所管補助事業等
における談合等の不正行為に係る違約金等の返還手続き等
について

環境省所管補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取り扱い等については、平成19年12月28日付け環境会第071228005号環境事務次官通知「環境省所管補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（以下「事務次官通知」という。）により通知されたところであるが、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部所管補助事業等（循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備費国庫補助金等）における事務については、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了承くださいとともに、貴管内市町村等に周知願いたい。

記

1. 談合事件に関する報告及び関係文書の保存

補助事業等において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、補助事業者等は速やかに、都道府県知事に別紙様式1により報告を行い、都道府県知事はこれを環境大臣に報告する（都道府県が補助事業者等であるときは、都道府県知事が直接環境大臣に報告する）こととする。

また、都道府県知事（都道府県が補助事業者等であるときは、環境大臣）は、当該報告を受けた場合において、違約金及び損害賠償金等（以下「違約金等」という。）が納付されるまでの間、若しくは補助事業者等において違約金等の請求を行わないことが決定されるまでの間、当該補助事業等にかかる事業実績報告書を保存するものとする。

2. 違約金等の請求を行った旨の報告

補助事業等において、補助事業者等が談合等を行った者に対して違約金等の請求を行った場合には、補助事業者等は都道府県知事に別紙様式2により報告を行い、都道府県知事はこれを環境大臣に報告する（都道府県が補助事業者等であるときは、都道府県知事が直接環境大臣に報告する）こととする。

当該報告は、違約金等を請求した日から、原則として30日以内に報告すること。

3. 事業実績報告書の再度の提出

補助事業者等が違約金等を収納した場合には、補助事業者等は都道府県知事（都道府県が補助事業者等であるときは、環境大臣）に、各補助金等の交付要綱等（以下、「交付要綱」という。）に定める事業実績報告書を再度提出すること。

事業実績報告書の再度の提出は、原則として、違約金等を収納した日（同一箇所において複数の工事請負者等に違約金等を請求する場合には、工事請負者等毎に違約金等を収納した日）の属する年度内に行うこと。

なお、補助事業者等が既に収納済みの違約金等であって、事務次官通知を発出した平成19年12月28日時点において収納した日から5年を経過していないものがある場合には、直ちに、当該収納済額について、過大交付分を減額精算した事業実績報告書を再度提出すること。

また、違約金等が分割納付される場合であって、分割納付期限が複数年度にまたがる場合には、各年度において年度末日までの納付済額により、過大交付分を減額精算した事業実績報告書を再度提出すること。

4. 再度の額の確定、補助金等の返還

事業実績報告書の再度の提出を受けた都道府県知事（都道府県が補助事業者等であるときは、環境大臣）は、交付要綱及び昭和53年11月27日付け環整第141号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金の額の確定及びその通知に関する取扱いについて」又は平成18年3月24日付け環廃対発第060324013号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「循環型社会形成推進交付金の額の確定について」等により、再度、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定をし、同法第18条第2項に基づく補助金等の返還事務を行うものとする。

5. 返還額の算出

過大交付分の減額精算に伴う返還額の算出については、以下に留意すること。

①違約金等の取扱い

談合等に伴う補助金等の返還は、競争の利益を阻害されたことによる補助事業等の費用の増加分について損害の回復が図られた場合に、本来交付する必要のな

い補助金等が交付されていること及び当該金額が補助事業者等の不当な利益となること等の理由により行うものであり、損害金の元本以外については返還の必要はない。

②首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額等の取扱い

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）（以下「特措法」という。）等による引き上げ後の補助率が法定補助率であるので、特措法等に基づく補助率差額が既に交付され、額の確定が行われている場合には、引き上げ後の補助率を用いて返還額を算出するものとする。

③訴訟費用等の損害の回復に要する費用の取扱い

損害賠償請求等にあたって、訴訟費用等が生じた場合には、補助事業等の損害を回復するために必要な費用であることから、当該費用を違約金等の納入額から控除した額を過大交付分として減額精算することができる。ただし、当該控除額は違約金等の納入額を限度とする。なお、納入額から訴訟費用等を控除しようとする場合には、訴訟費用等について、その内容が明らかとなる資料を提出すること。

訴訟費用等の範囲は次のとおりとする。

- 1) 法定訴訟費用
- 2) 弁護士等相談料
- 3) 和解費用（公正証書作成料）等

④再度の額の確定に伴い事務費の制限率を超えることとなった場合の取扱い

再度の額の確定に伴い事務費の制限率を超えることとなった場合においては返還の必要はない。

以上より、返還額は次のとおり算出することとする。

返還額 = 損害金の元本※ × 工事契約に係る補助対象分の比率 × 補助率

※訴訟費用等が生じた場合には、当該費用を損害金の元本より控除することができる。